

# **上下水道事業検討委員会 (第6回会議)**

**令和元年7月26日**

# 会議次第

〔第5回会議までの振り返り〕

## 1. 東部・西部処理区の提言内容 (平成30年10月15日開催)

〔議事〕

2. 阿知須処理区の概要
3. 整備区域の見直し方針の整理
4. まとめ

# 1. 東部・西部処理区の提言内容

## 提言 1

下水道事業計画区域の見直し

## 提言 2

公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策  
〔初期費用〕

## 提言 3

公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策  
〔維持管理費用〕

# 1. 東部・西部処理区の提言内容〔提言1〕

---

## ➤ 下水道事業計画区域の見直し

今後の人口減少社会に対応し、持続可能な下水道経営を目指すためには、**家屋の密度や合併処理浄化槽の普及状況など、地域の実情に応じて、公共下水道（集合処理）区域を見直し、合併処理浄化槽（個別処理）への転換を検討すべき**である。

ただし、下水道事業計画の見直しに当たっては、広く市民の理解を得る必要があり、**特に対象地域については、対話を通じた丁寧な対応に努めて頂きたい。**



素案が出来次第、地元説明会を実施予定

# 1. 東部・西部処理区の提言内容〔提言2〕

## ➤ 公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策〔初期費用〕

提言1の下水道事業計画の見直しにより、**合併処理浄化槽（個別処理）**となった区域については、**公共下水道と合併処理浄化槽の差額のうち初期費用について、浄化槽設置補助金の上乗せを検討すべき**である。

なお、上乗せ補助については、**全体計画区域内と事業計画区域内で差別化を図る「二段階の上乗せ補助」**を検討すべきである。

1) **全体計画区域内**の未水洗化(汲取り・単独浄化槽)家屋  
環境対策(水質浄化)および10年概成の目標達成のため、一定額の上乗せを行う。



**上乗せ補助 “5割”**

定額補助 332,000円に対して  
上乗せ補助 166,000円

2) **事業計画区域内**の未水洗化(汲取り・単独浄化槽)家屋  
浄化槽の補助対象外であり、水洗化を待たせているため、上記1) 以上の上乗せを行う。



**上乗せ補助 “9割”**

定額補助 332,000円に対して  
上乗せ補助 298,800円

# 1. 東部・西部処理区の提言内容〔提言3〕

## ➤ 公共下水道と合併処理浄化槽の差額の軽減策〔維持管理費用〕

提言2の初期費用に対して、公共下水道と合併処理浄化槽の差額のうち維持管理費用については、市独自で対応できることは少ないが、できる限り公共下水道での費用負担に近づけるよう、合併処理浄化槽の維持管理費用低減に向けて、国を始めとする関係機関へ、住宅用の合併処理浄化槽のダウンサイジング（規格の小型化）などの要望を、今後も継続して行うべきである。



1) 小容量型の合併処理浄化槽が普及

※平成22年より普及し始めており、近年の実績では小容量型の普及率が100%

2) 維持管理業者との継続協議

維持管理費低減に向け、引き続き関係機関と協議していく

## 2. 阿知須処理区の概要

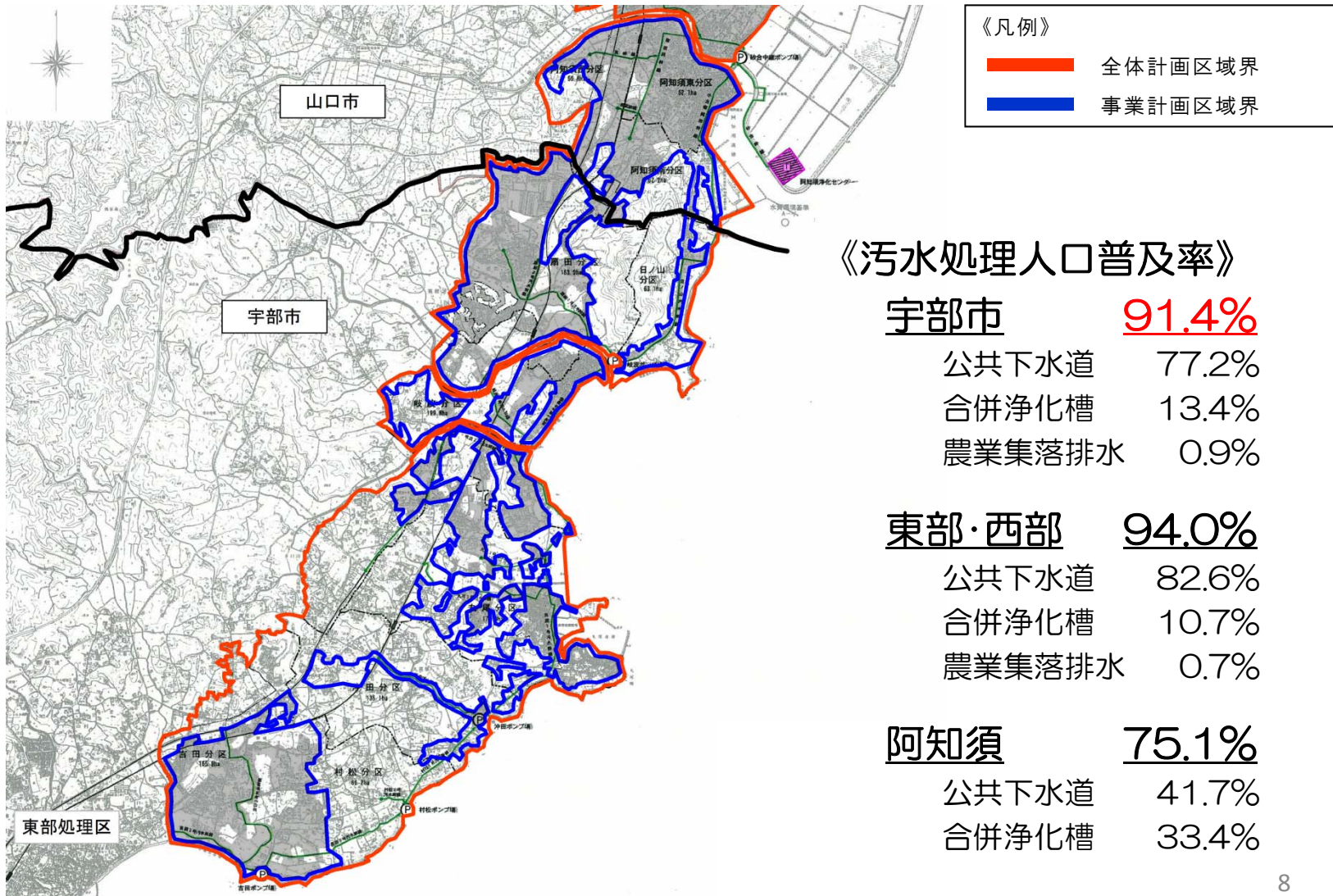
①阿知須処理区の整備状況

②事業計画区域の変遷

～東部・西部処理区との違い～

## 2. 阿知須処理区の概要

### ➤ ①阿知須処理区の整備状況〔平成31年3月末現在〕





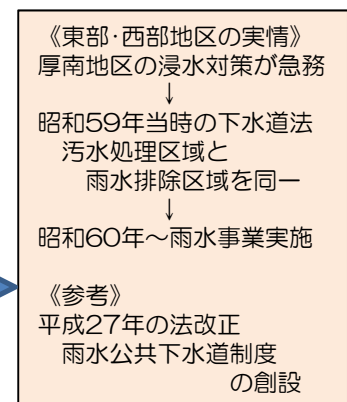
## 2. 阿知須処理区の概要

### ➤ ②事業計画区域の変遷 ～東部・西部処理区との違い～

年月日	概要	備考
平成元年12月19日	処理区域 94ha	阿知須単独
平成3年5月1日	宇部・阿知須公共下水道組合（一部事務組合）を設立	
平成7年4月1日	阿知須浄化センター供用開始	
平成8年9月5日	処理区域 141ha	日ノ山、吉田分区 追加
平成10年7月6日	処理区域 261ha	扇田、岐波分区 追加
平成17年8月8日	処理区域 297ha	扇田、岐波、丸尾、吉田分区 追加
平成20年9月30日	処理区域 327ha	扇田、岐波、丸尾、吉田分区 追加
平成23年1月5日	処理区域 447ha	扇田、岐波、丸尾分区 追加
平成26年7月7日	処理区域 478ha	沖田分区 追加

⇒ 平成9年～  
宇部地域の事業着手

- 阿知須処理区の宇部地域については、**平成9年より事業着手。**  
(東部・西部処理区は**昭和23年に事業着手**)
- 阿知須処理区**の事業計画区域**については、国の指導である  
**“概ね5～7年程度の事業施行期間で整備が可能である内容や区域について策定”**  
(東部・西部処理区**の現在の事業計画区域は昭和59年に策定**)



### 3. 整備区域の見直し方針の整理

①見直し基準の策定

②見直し検討エリアの状況

I.日の山

II.磯地

III.丸尾原(1)

IV.丸尾原(2)

③見直し区域の選定

### 3. ①見直し基準の策定

---

#### ➤見直し基準の策定(1)

##### 阿知須処理区としての方針

- 東部・西部処理区との整備進捗の違い  
(平成9年から事業着手)
- 適切な事業計画区域の拡大  
(概ね5~7年程度の事業施行期間)



- 1) 現在の事業計画区域内は、下水道整備を継続する。  
(10年概成の期限である令和8年度までに整備完了見込み)
- 2) 事業計画区域内でも経費回収年数が100年を超える箇所については、区域の見直し(縮小)を検討する。
- 3) 事業計画区域外でも経費回収年数が50年以内の箇所については、区域の見直し(拡大)を検討する。

# 3. ①見直し基準の策定

## ➤見直し基準の策定(2)

《東部・西部処理区と同様》

経費回収が可能かどうか（下記計算式）により判断する  
《計算式》

$$\text{経費回収年数} = \frac{[\text{下水道整備事業費のうち市負担}] - [(\text{単独・汲取戸数} \times \text{接続率} + \text{合併戸数} \times \text{接続率}) \times \text{受益者負担金}]}{[(\text{単独・汲取戸数} \times \text{接続率} + \text{合併戸数} \times \text{接続率}) \times \text{下水道使用料}] - [\text{整備延長} \times \text{維持管理費}]}$$

ここで、単独・汲取戸数の接続率	80%
合併浄化槽の接続率	60%
受益者負担金	87,100円/戸
下水道使用料	33,500円/年
維持管理費	60円/m/年

$$= \frac{[\text{下水道整備事業費のうち市負担}] - [(\text{単独・汲取戸数} \times 80\% + \text{合併戸数} \times 60\%) \times 87,100\text{円}]}{[(\text{単独・汲取戸数} \times 80\% + \text{合併戸数} \times 60\%) \times 33,500\text{円}] - [\text{整備延長} \times 60\text{円}]}$$

= ○○年 → 50年(減価償却年数)以内であれば経費回収可能と判断する

### 【特記事項】

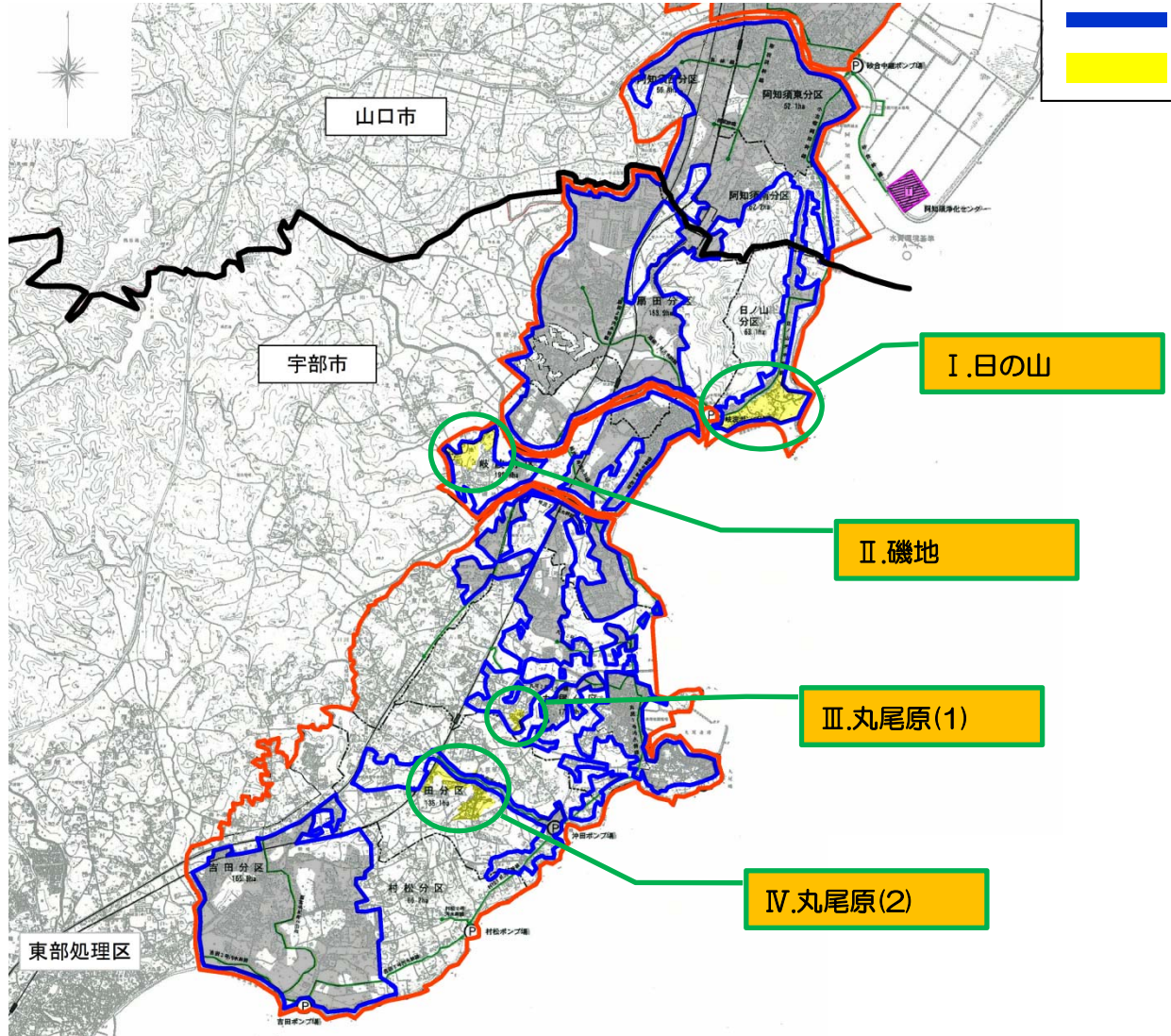
- 空き家率、高齢化率（人口減少）は考慮していない。
- 上記計算式は管渠のみを対象としており、ポンプ場・処理場の建設費及び維持管理費は考慮していない。

# 3. ②見直し検討エリアの状況

## ➤阿知須処理区の見直し抽出箇所

《凡例》

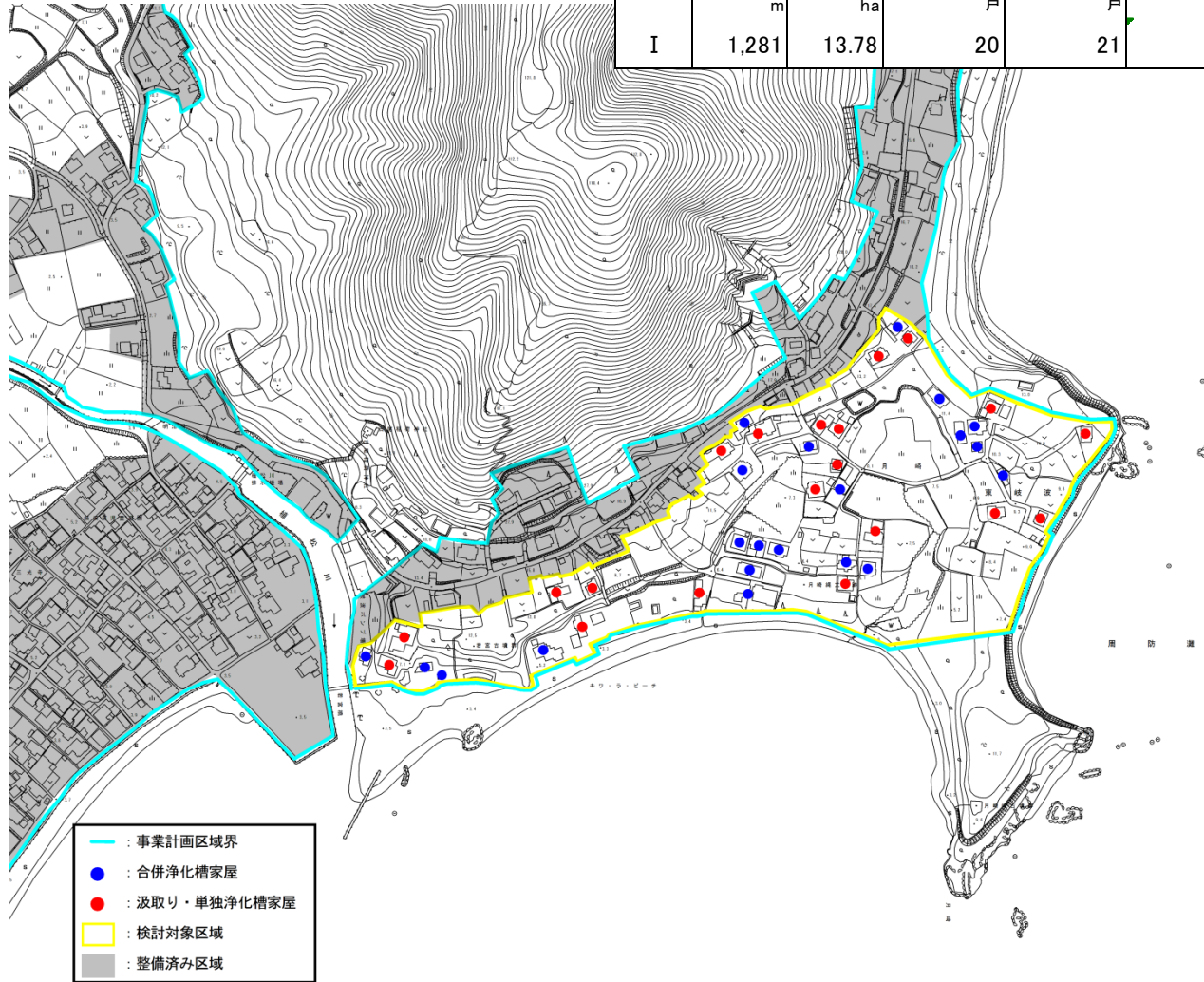
- 全体計画区域界
- 事業計画区域界
- 整備区域見直し検討エリア(案)



# 3. ②見直し検討エリアの状況

## ➤ I. 日の山

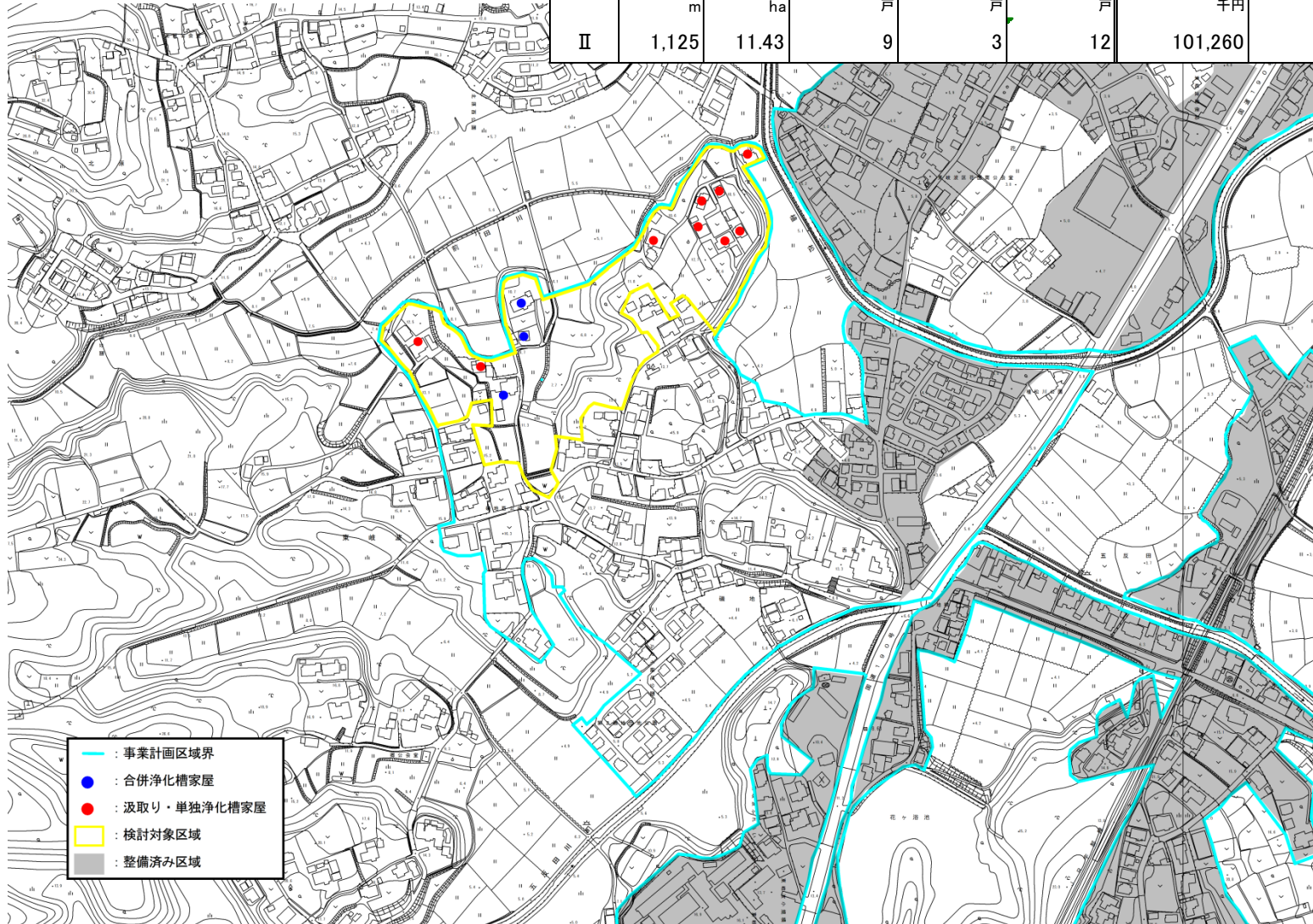
番号	整備延長	整備面積	対象戸数			下水道整備事業費		判定
			単独浄化槽 汲み取り	合併浄化槽	合計	事業費	うち市負担	
	m	ha	戸	戸	戸	千円	千円	経費回収 年数
I	1,281	13.78	20	21	41	116,760	116,760	130年



# 3. ②見直し検討エリアの状況

## ➤ II. 磯地

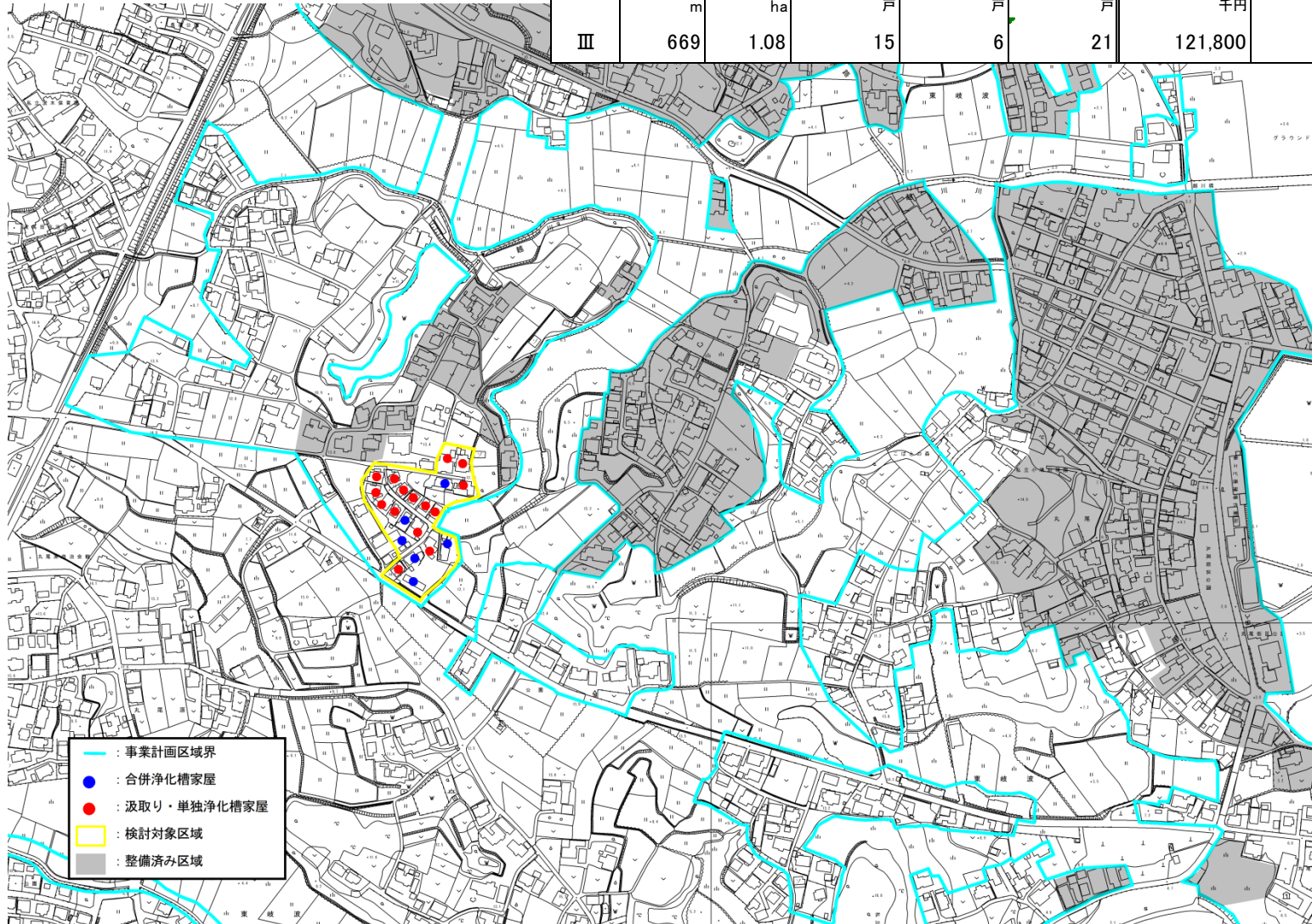
番号	整備延長	整備面積	対象戸数			下水道整備事業費		判定
			単独浄化槽 汲み取り	合併浄化槽	合計	事業費	うち市負担	
	m	ha	戸	戸	戸	千円	千円	経費回収 年数
II	1,125	11.43	9	3	12	101,260	73,110	309年



# 3. ②見直し検討エリアの状況

## ➤Ⅲ.丸尾原(1)

番号	整備延長	整備面積	対象戸数			下水道整備事業費		判定
			単独浄化槽 汲み取り	合併浄化槽	合計	事業費	うち市負担	
	m	ha	戸	戸	戸	千円	千円	経費回収 年数
Ⅲ	669	1.08	15	6	21	121,800	88,500	181年

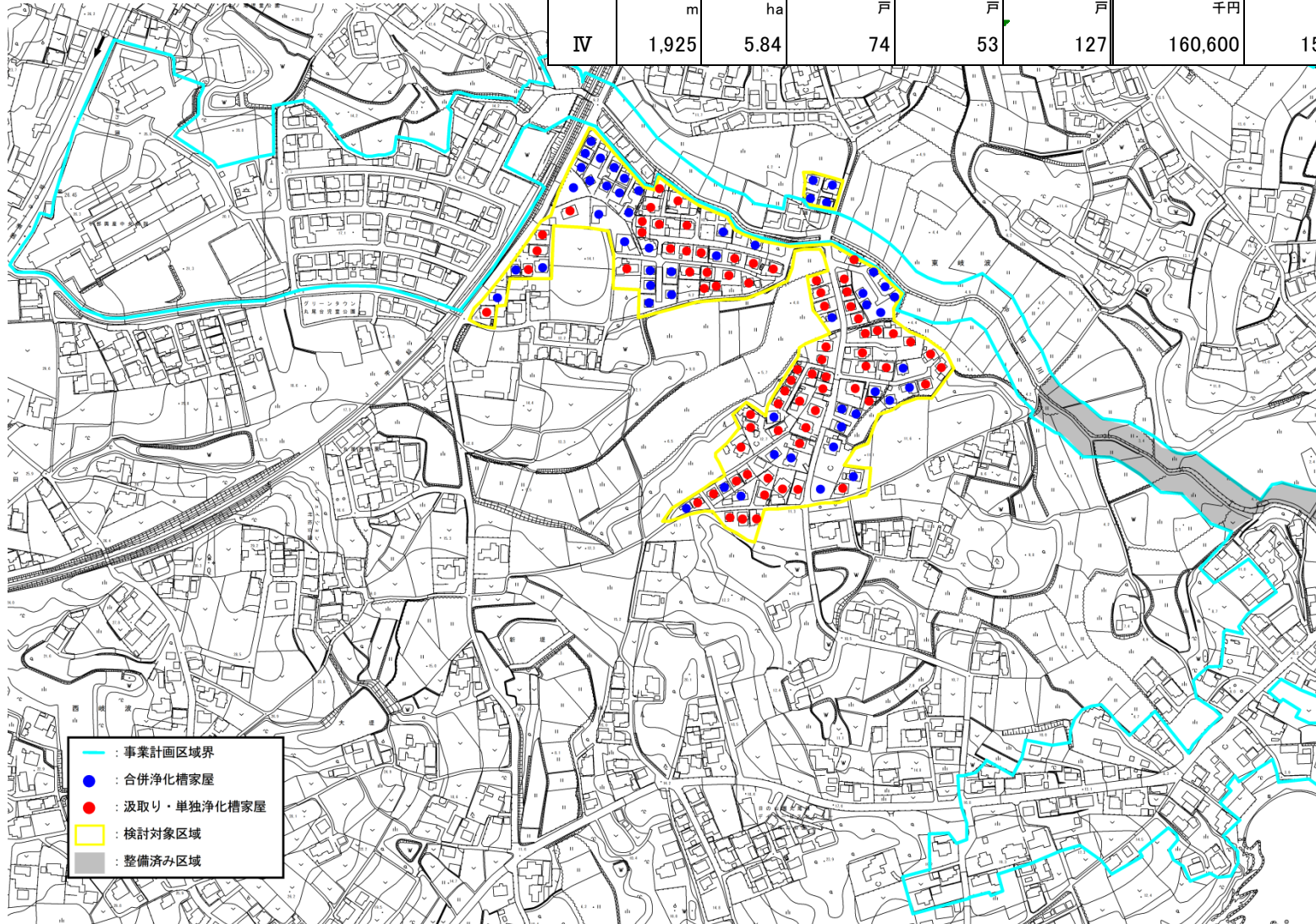




# 3. ②見直し検討エリアの状況

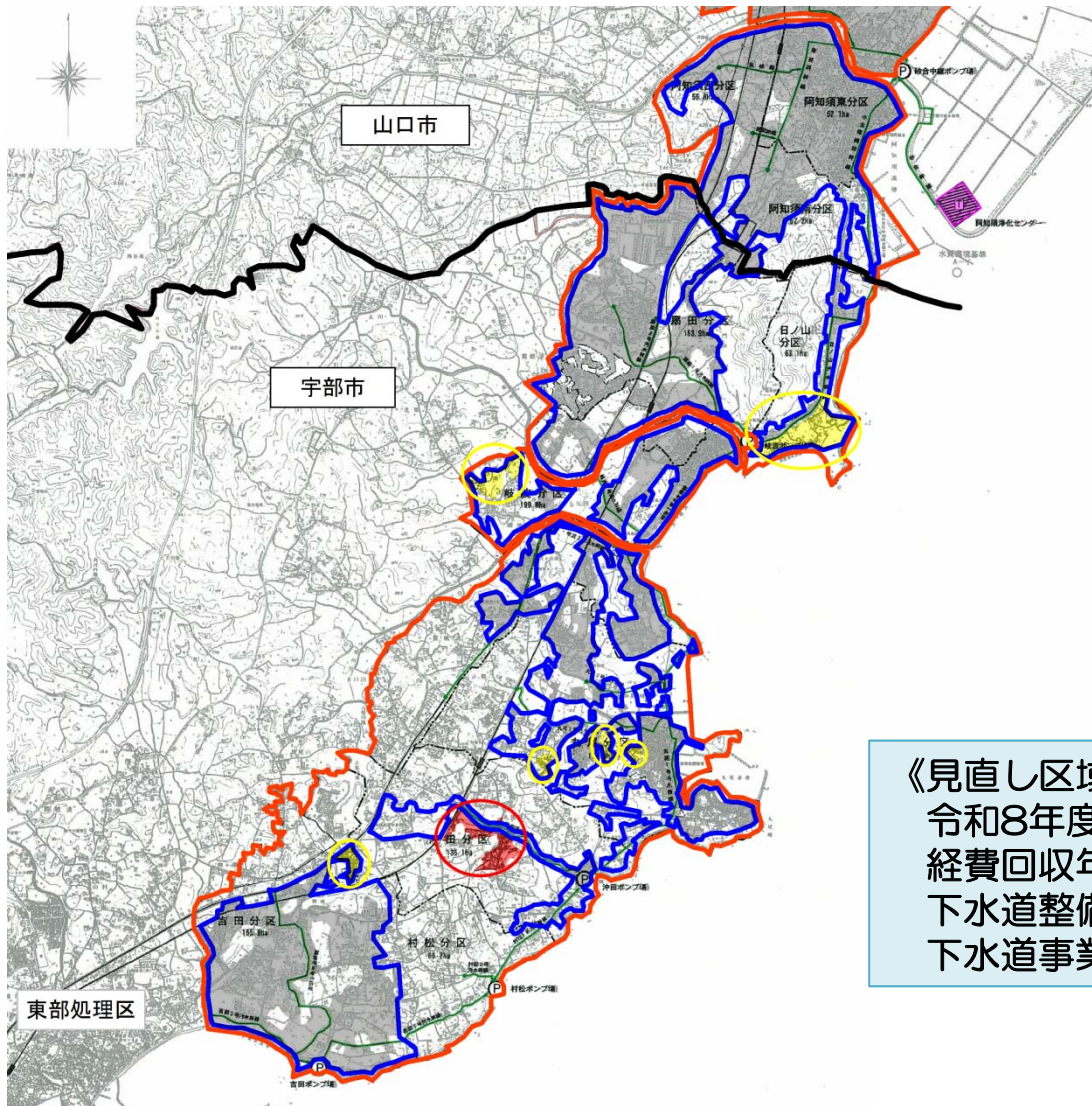
## ➤Ⅳ.丸尾原(2)

番号	整備延長	整備面積	対象戸数			下水道整備事業費		判定
			単独浄化槽 汲み取り	合併浄化槽	合計	事業費	うち市負担	
	m	ha	戸	戸	戸	千円	千円	経費回収 年数
Ⅳ	1,925	5.84	74	53	127	160,600	153,100	49年



# 3. ③見直し区域の選定

## ➤阿知須処理区の見直し区域(案)



《凡例》

- 全体計画区域界 (Orange line)
- 事業計画区域界 (Blue line)
- 見直し(縮小)エリア(案) (Yellow area)
- 見直し(拡大)エリア(案) (Red area)

《見直し区域(案)のポイント》  
令和8年度の10年概成を見据え、  
経費回収年数などを考慮し、  
下水道整備が可能な箇所については、  
下水道事業を実施していく。

## 4. まとめ

---

### ➤今後のスケジュール【予定】

#### 令和元年度 (2019年度)

- 新たな下水道事業計画の素案作成
- 下水道事業の方向性に関する**地元説明会を開催**

#### 令和2年度 (2020年度)

- 都市計画法(都市計画決定)および  
下水道法(下水道事業計画)に関する手続き

〔※下水道全体計画の見直し期限 ⇒ 令和3年度末まで〕

#### 令和3年度 (2021年度)

- 新たな下水道事業計画の施行開始  
**“浄化槽の上乗せ補助”の施行**



#### 令和8年度 (2026年度)

- 10年概成の目標期限  
汚水処理人口普及率 (見込み) **95.0%**